

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業 経常事務事業 建設事務事業

平成20年度新規

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連
 有
 無

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	後期高齢者医療制度の安定化						
1-2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	保険年金課	係	年金医療係	評価票作成者 医療担当係長 加藤賢司
1-3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり			基本施策	福祉医療	コード 2 3 1
	項	社会保障			単位施策(中)	老人保健医療	コード 2 3 1 2
					単位施策(小)	後期高齢者医療制度の適正化	コード 2 3 1 2 2
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	後期高齢者医療制度に加入する市民		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	後期高齢者医療制度が安定して運営できるように市の役割を適正に行う。		
1-5 事務事業の内容	後期高齢者制度は、老人保険制度に代わる新しい高齢者の医療制度として平成20年4月1日から始まった。この仕組みは県単位の広域連合が行う 保険料の徴収 医療の給付 保険証の発行と、市が行う 保険料の徴収 保険証等の引き渡し 各種申請や届出の受付 制度に関する広報及び窓口相談に役割分担し、運営することになっている。後期高齢者制度が安定して運営されるためには、市の役割分担を適正に行うことが必要不可欠である。						

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取り組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度					
	平成19年度					
	平成20年度	居所不明者への保険証の引き渡しや、制度変更への着実な事務の実施に努めた。	後期高齢者福祉医療は仕組みが複雑で、さらに何度も制度の変更があり一層わかりにくくなっている。	年金天引の選択制、保険料の軽減等の制度改正がされたことにより、後期高齢者制度も徐々に市民の中に浸透してきた。		
	平成21年度	保険証の引き渡し、保険料滞納者へ適切な対応をした。	政権交代により後期高齢者医療制度が3年後に廃止されることになり、現在新たな制度が検討されている。	後期高齢者医療制度の廃止が決まり、新たな制度への期待と不安が表れてきた。		
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	後期高齢者医療被保険者数(人)12月末5,227人		5,500(人)	6,000(人)	対象者は75歳以上(一定の障害者は65歳以上)の市民。

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(人)			5,227	5,580						
	直接事業費 b(千円)			12,500	8,601						
	人件費 c(千円)			11,232	11,065						
	合計コスト d(b+c)(千円)			23,732	19,666						
単位コスト d/a(千円)			1人当たり4.5	1人当たり3.5	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 直接事業費(8,601千円)の内訳:後期高齢者医療事務賃金1,691千円、印刷製本費63千円、通信運搬費3,022千円、電算関係委託料3,825千円 人件費(11,065千円)の内訳:担当1人分6,457千円+窓口分4,608千円(3人×2H×20日×12月×3.2千円)

2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指標対応実績(単位)				5,227(人)	5,580(人)						
後期目標値に対する達成度(%)				87.1(%)	93.0(%)						

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価				A	A						

- 4段階評価結果
- | | | |
|--------------------------------|-------|--------------------------------|
| A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する | 判断の基準 | 必要性(必要な事務事業であるか) |
| B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要 | | 公共性(公が実施する意味があるか) |
| C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要 | | 妥当性(ニーズに対して投入が適正か) |
| D : 事務事業の廃止が相当 | | 効率性(結果に至る活動に無駄はないか) |
| | | 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか) |
| | | 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか) |

3 - 2 評価の内容		今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度				
平成19年度				
平成20年度		対象者が75歳以上の高齢ということもあり、現在の制度も十分理解されていないのが現状であるが、平成21年度以降も制度改正が予定されている。	平成21年度も制度の改正が予想されており、必要に応じて対象者に直接手紙を送付するなどして、事務処理が適正にできるように勤める。	他の市町村では、保険証の未着者、保険料徴収についての誤り等が発生したが、本市では適正に処理がされた。
平成21年度		現在後期高齢者医療制度に替わる新しい制度が検討されている。	新しい制度の準備が始まるまでは、現在の後期高齢者医療制度の事務を適正に処理する。	保険料滞納者への対応などは、短期証を発行して収納率の向上に努めた。
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度	A	継続して事業を進めること。	
平成21年度	A	継続して事業を進めること。	
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			